

覚 書

本土地改良区の地区内の農地転用（別記土地明細書）について、婦中土地改良区地区除外等処理規程第3条にもとづき婦中土地改良区理事長
以下「甲という。」と転用組合員

（転用関係者、）以下「乙という。」
は農地転用に伴う措置につき協議が整ったので、後日のため下記の通り覚書を取り交わし相互了解するものとする。

記

- (1) 土地改良施設の利用を害さないための工事を施工すること。
- (2) 転用組合員又は転用関係者の責に帰すべき土地改良施設の毀損の復旧を行うこと。
- (3) 汚濁物の水路への流入を防止すること。
- (4) その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。

令和 年 月 日

富山県富山市婦中町速星754番地

婦中土地改良区

甲 理事長

㊞

転用組合員（耕作者）住所

乙 氏名

㊞

転用関係者（所有者）住所

全 氏名

㊞

転用関係者（譲受人）住所

全 氏名

㊞

別 記

土地明細書 富山市

大 字	字	地 番	地 目	面積 m ²	備 考